

大手町・丸の内・有楽町地区特例容積率指定基準実施細目

制定	平成 14 年 9 月 10 日
	14 都市建市第 106 号
改正	平成 16 年 4 月 1 日
	16 都市建市第 16 号
改正	平成 17 年 6 月 1 日
	17 都市建市第 76 号
改正	令和元年 9 月 9 日
	31 都市建企第 590 号

第 1 総 則

この細目は、大手町・丸の内・有楽町地区特例容積率適用地区及び指定基準（平成 14 年 5 月 29 日付 14 都市建市第 2 号制定、平成 18 年 3 月 16 日付 17 都市建市第 412 号改正）（以下、「指定基準」という。）に基づき、規定すべき事項及びその他指定をするに必要な事項を定めるものとする。

第 2 特例敷地の標示

指定基準 5 に基づき標示すべき掲示板は次による。

- 1 掲示板の様式は様式 1 による。ただし、2 以上の制度の標示が必要な場合にあっては、各標示を組み合わせて 1 つの標示板とすることができる。
- 2 1 に定める掲示板は、特例敷地の道路に接する部分（特例敷地が二以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分）の当該道路から見やすい位置に設置すること。
- 3 1 に定める掲示板の規格は、次に定めるとおりとする。
 - ア ステンレス製、銅板等で耐候性、耐久性に富み、かつ容易に破損しない材料とする。
 - イ 堅固に固定したもの。
 - ウ 大きさは縦 100 センチメートル以上、横 70 センチメートル以上とする。

第 3 指定の申請時に提出する書面

建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下、「規則」という。）第 10 条の 4 の 5 第 1 項第三号の規定による同意を得たことを証する書面は様式 2 によるものとする。

第4 指定の取消し申請時に提出する書面

- 1 規則第10条の4の8第1項第二号の規定による合意を得たことを証する書面は様式3によるものとする。
- 2 規則第10条の4の8第1項第二号の規定による同意を得たことを証する書面は様式4によるものとする。

付則 この細目は平成14年12月27日から施行する。

付則 この細目は平成16年4月1日から施行する。

付則 この細目は平成17年6月1日から施行する。

付則 この細目は令和元年9月9日から施行する。

(様式 1)

この敷地は、建築基準法第57条の2に規定する
特例容積率の限度の指定を受けています。

指定年月日 年 月 日

指定番号 第 号

特例容積率の限度 ○○○%

申請者 氏 名 (株)△△△△△
代表取締役 ○○○○

(東京都都市整備局)

100
cm
以上

70 cm以上

